

除雪作業にご協力ください



今年も本格的な雪の季節がやってきました。

安全な除雪作業のため、市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

問土木課 ☎43-7079



令和3年度の除雪計画

市では、市民の皆さんが安全で快適な冬を過ごせるように、民間業者とともに総力を挙げて除雪作業に取り組みます。

除雪路線		
	令和2年度	令和3年度
市道ほか	792.7km	798.0km
歩道	76.7km	78.4km

除雪機械など※		
	令和2年度	令和3年度
除雪機ほか	307台	326台
薬剤散布機	6台	6台

※除雪機械などは、委託業者のものを含みます。

除雪作業の目安

除雪車は、降雪量10cm以上を目安に、通勤や通学に影響の少ない深夜から朝6時までを目標に除雪作業を行います。

騒音や振動でご迷惑をお掛けする場合がありますが、あらかじめご了承ください。

●家の前の除雪は各家庭で

市の除雪作業では、限られた時間で通勤・通学、救急車などが通る道幅を確保するため、道路の両脇に雪を寄せていきます。

家の前に残った雪は、各ご家庭や地域で協力しながら除雪していただくようお願いします。



除雪に関するお問い合わせ

■市道 (道路の区分が分からない場合を含む)
土木課 ☎43-7079

■国道7号と秋田自動車道
国土交通省 大館国道出張所 ☎49-0321

■その他の国道と県道
北秋田地域振興局 保全・環境課道路保全班
☎0186-62-1834

除雪車運行マップ

市ホームページで、車道の除雪状況を公開しています。

公開期間

令和4年
3月31日(木)まで



雪置き場のご案内

利用時の注意点

●雪以外のものを持ち込まない

毎年、雪が解けた後に建設廃材などの異物が大量に残ります。
ごみ捨て場ではありませんので、雪以外のものは持ち込まないでください。

●できるだけ雪置き場の奥へ運ぶ

出入り口付近に雪を置くと、後から来たかたが置けなくなります。

●転落事故に注意する

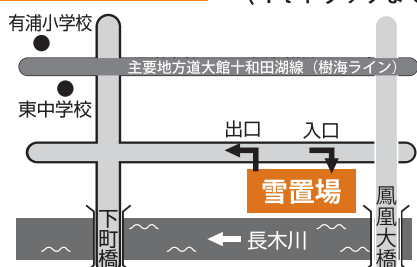
雪置き場の多くが、河川の近くににあります。
落差もあり、雪が緩むと足元が軟弱になりますので、十分にご注意ください。

大館地域

利用時間 8時30分～19時

① 鳳凰大橋下流

※車両制限あり
(4tトラックまで)



下町橋から約700m上流 長木川右岸

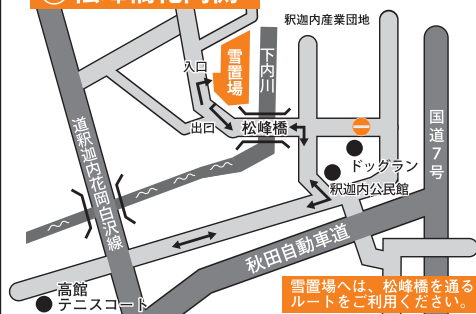
市が行う夜間の除雪作業では、①の雪置き場を利用します。

近隣の皆さんにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



② 松峰橋花岡側

○雪置き場使用車両進入禁止



●各雪置き場の車両制限を超える大型車両での運搬

●深夜・早朝の運搬

※作業後、自分が所有する機械で整地することが条件です。

上記については、②の雪置き場をご利用ください。
深夜・早朝に利用する場合は出入り口の鍵を貸し出しますので、事前に土木課へ届け出をお願いします。

受付 8時30分～17時(土日祝日を除く)

③ 沼館

※車両制限あり
(4tトラックまで)



④ 法務局となり

※車両制限あり
(2tトラックまで)



⑤ 天神

※車両制限あり
(4tトラックまで)

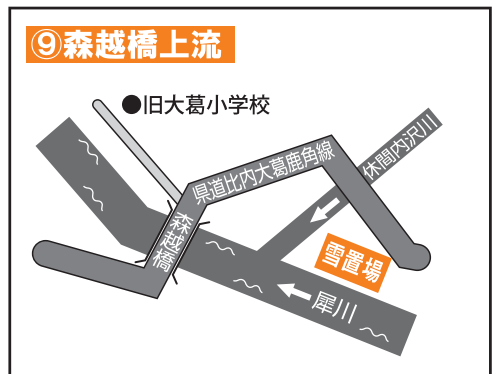
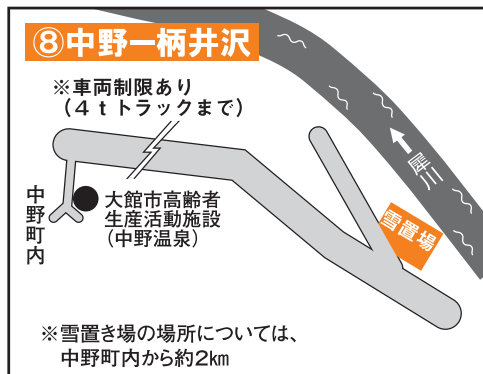
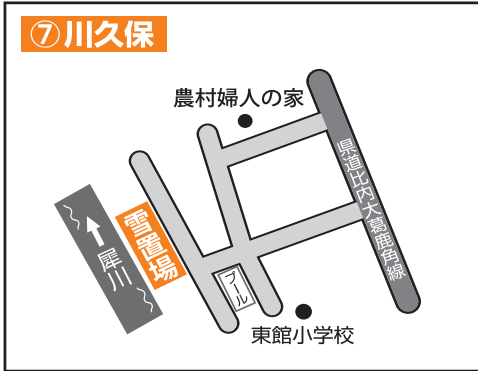
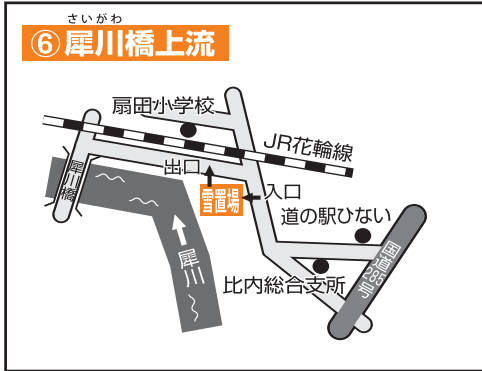


比内地域

利用時間

⑥：8時30分～19時

⑦～⑨：終日

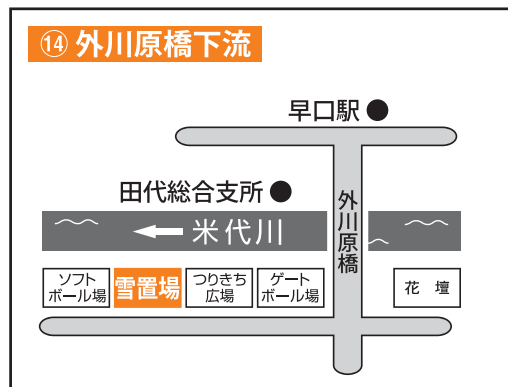
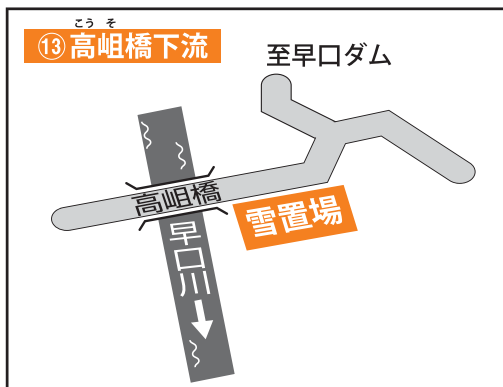
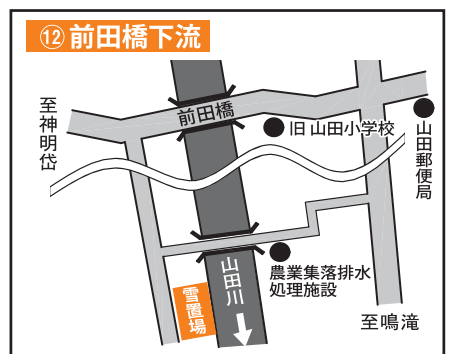
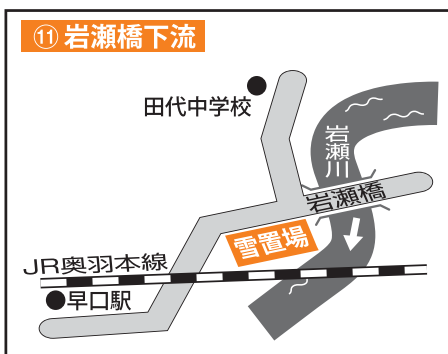
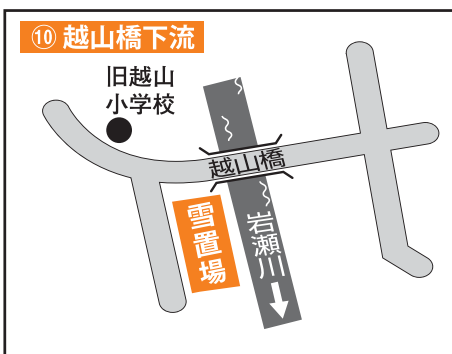


田代地域

利用時間

⑩～⑬：終日

⑭：8時30分～19時



安全で効率的な除雪作業を行うためのお願い

道路に雪を戻さない

除雪作業で家の前などに寄せられた雪を再び道路に出すと、除雪の効率が悪くなります。



また、走行中の車から見た場合、不意に雪の塊が現れることとなり、**重大な事故を引き起こす恐れ**がありますので、絶対にやめましょう。

路上駐車をしない

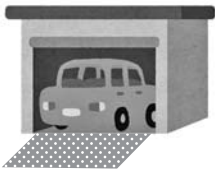
路上駐車をしている車があると、その周辺の除雪作業ができなくなり、作業が大幅に遅れる原因になります。

また、雪をかぶった車は発見しにくく、**衝突事故の恐れ**もありますのでやめてください。



道路に鉄板などを置かない

道路と車庫などの段差解消のために置かれる鉄板等は、雪で見えなくなってしまう。



除雪車がはね飛ばしてしまう場合もあり大変危険ですので、**撤去してください**。

雪押し場の提供にご協力を

道路脇に雪がたまると道幅が狭くなるため、雪を寄せておく雪押し場が必要です。雪押し場が多いほど道路の幅を確保できるため、事故が起こる可能性が低くなります。

雪押し場として利用できる空き地を提供できるかたは、土木課へお知らせください。

道路に屋根の雪を落とさない

道路に屋根の雪が落ちると、通行の支障になるほか、事故の原因となります。



雪が落ちないように、**雪止めや柵を設置**するなどの対策をお願いします。

河川・水路に雪を捨てない

河川や水路へ雪を捨てると、水の流れが悪くなり、**洪水を引き起こす危険性**があります。



また、雪捨てのために側溝のふたを開けておくことで、**転落事故につながる恐れ**もありますので、必ず指定の雪置き場をご利用ください。

道路にはみ出ている樹木の枝切りにご協力を

皆さんが安全に通行できる道幅を除雪するためには、**道路の幅と路面から4.5mの高さ**を確保する必要があります。

道路にはみ出している樹木の枝は、通行の妨げや除雪作業の支障になるだけでなく、枝から雪の塊が落下することで、事故の原因にもなります。

沿道の土地所有者は、樹木を確認し、適切な枝切りをお願いします。

